

【国土交通委員会】

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和11年3月31日まで延長するとともに、奄美群島及び小笠原諸島への移住の促進を図るため、それぞれの基本方針及び振興開発計画に定める事項として移住の促進に関する事項を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、奄美群島への移住の促進を図ることを追加すること。
- 2 基本理念に、沖縄（沖縄県の区域をいう。）その他の奄美群島と近接する地域との連携の促進を追加すること。
- 3 基本方針に定める事項に、奄美群島への移住の促進に関する事項を追加するとともに、住宅及び生活環境の整備に関する事項に、空家等に関する対策が含まれるもの等とすること。
- 4 交付金事業計画に記載できる事業に、奄美群島への移住の促進に資する事業等を追加すること。
- 5 新たに移住の促進に関する事項を追加するなど国及び地方公共団体の配慮規定を拡充すること。
- 6 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、業務の遂行に支障のない範囲内で、経営の改善及び発達に係る助言を行うことができるものとする。
- 7 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

- 1 法律の目的に、小笠原諸島への移住の促進を図ることを追加すること。
- 2 基本方針に定める事項に、小笠原諸島への移住の促進に関する事項を追加すること。
- 3 新たに移住の促進に関する事項を追加するなど国及び地方公共団体の配慮規定を拡充すること。
- 4 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。

三 この法律は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島における定住や移住の促進に資するため、医療・介護や住宅の確保といった生活環境の整備について具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 二 奄美群島及び小笠原諸島における子育て環境の格差解消に向け、特に奄美群島における子供の貧困について、特段の配慮を行うこと。また、両地域の子供が遠隔教育等を通じ、確実な学力を習得できるよう必要な支援に努めること。
- 三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、沖縄との連携などについても積極的な活用が図られるよう配慮をすること。また、奄美群島における住環境や情報通信等インフラの整備に当たっては、沖縄振興に関する諸施策の状況を参考にし、調和ある発展が図られるよう留意すること。
- 四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土と奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。
- 六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的及び自然的条件にあることから、台風に強い農林水産業の生産基盤の強化のため奄美群島振興交付金及び小笠原諸島振興開発補助金などの活用や、台風時の物資の確保など必要な防災減災対策を推進すること。
- 七 独立行政法人奄美群島振興開発基金の新たな業務については、専門人材の育成等に努め、業務が同基金の確実な収益基盤の拡大をもたらすように図るとともに、更なる業務改善のための機能強化についても検討を進めること。

- 八 奄美群島及び小笠原諸島は、島ごとに独立したエネルギー供給網を持つという特性をいかし、再生可能エネルギーを活用した独立した分散型エネルギー供給システムを構築できるよう必要な制度的財政的支援措置の検討を進めること。

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第12号) 要旨

本案は、広域的地域活性化のための基盤整備を一層推進するため、広域的特定活動及び拠点施設に特定居住の促進に係る活動及び施設を追加するとともに、市町村による特定居住促進計画の作成及び同計画に定められた事業等の実施に係る関係法律の特例、特定居住促進協議会の設置、特定居住支援法人の指定制度等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 広域的特定活動の定義に、特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めること）のため必要な住宅又は事務所等の施設の提供等の当該地域における特定居住の促進に関する活動（相当数の者を対象として行われるものに限る。）を追加すること。
- 二 拠点施設の定義に、一団地の住宅施設、特定居住者の共同利用に供する事務所、事業所等の業務施設、特定居住者と地域住民との交流の促進に資する施設等の特定居住の促進のため必要な施設（特定居住拠点施設）を追加すること。
- 三 市町村は、都道府県に対し、特定居住拠点施設に関する事項及び同施設に係る重点地区（特定居住重点地区）の区域を含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案できること。
- 四 市町村は、特定居住拠点施設に関する事項及び特定居住重点地区の区域が記載された広域的地域活性化基盤整備計画について、都道府県から送付を受けたときは、単独で又は共同して、国土交通大臣が定める基本方針及び同計画に基づき、当該市町村の区域内の特定居住重点地区において特定居住の促進を図るための特定居住促進計画を作成することができること。
- 五 市町村は、単独で又は共同して、特定居住促進計画の作成等の必要な協議を行うための特定居住促進協議会を組織することができること。
- 六 特定居住促進計画に建築基準法の用途地域の特例要件に関する事項が定められ、当該計画が公表された日以後は、特例適用建築物について、特定行政庁が、特例要件に適合すると認めて許可をすることができること。

七 市町村長は、特定非営利活動法人等であつて、特定居住者又は特定居住を希望する者に対し、必要な援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、特定居住支援法人として指定することができること。

八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 本法による措置は、地域の活性化とともに東京一極集中の是正にもつながるものとするよう努めること。

二 二地域居住等に係る施策の効果の検証を行い、今後の検討に資するため、実際の二地域居住者等の数及びその居住地について把握するとともに公表すること。また、今後の二地域居住者等の推計についても可能な限り具体的に把握し公表するよう努めること。

三 附則第4条に基づき検討する際は、二地域居住等の促進のためには、本法の枠組による制度が適切なのか、市町村主体による推進が適切なのか、具体的なデータと実態に基づく検証を踏まえて、その根本から検討をすること。

四 二地域居住等を実施する際の公共サービスの提供及びそれに応じた費用負担並びにこれらに対する二地域居住者等の意見の反映のための仕組みについては、二地域居住等を推進する観点から重要な論点であることを踏まえ、諸外国の事例も含めて早急に検討を進め二地域居住者等が希望する環境の整備をすること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

五 二地域居住等を実施する際の移動費用の負担軽減に係る支援を検討すること。その支援期間については、二地域居住等を長期間実施できるよう配慮すること。なお、本法の施行後5年を目途として、本項に係る方策等について総合的に検討し、必要な措置を講ずること。

六 二地域居住等を適正かつ円滑に促進するため、二地域居住者等が居住先で果たすべき役割や責任の在り方についても、市町村が作成する特定居住促進計画に反映されるよう促すこと。また、同計画の策定に伴う市町村の負担軽減のために支援をすること。

七 二地域居住等を促進するため、企業に対して二地域居住等に関するヒアリングを行い、制度のニーズや課題を把握すること。また、ヒアリングを踏ま

えて、従業員が円滑に二地域居住等を実施することが可能となるような環境の整備を促すこと。

○都市緑地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、良好な都市環境の形成を図り、併せて都市における脱炭素化を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市緑地法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。また、都道府県は、基本方針に基づき当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができること。
 - 2 市町村が定めることができる当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画は、基本方針に基づき、広域計画を勘案して定めるものとするとともに、その記載事項として、特別緑地保全地区内における緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であって、高度な技術を要するものである機能維持増進事業の実施の方針等を追加すること。
 - 3 国土交通大臣は、全国を通じて一に限り、都市における緑地の保全及び緑化の推進を支援することを目的とする一般社団法人等を都市緑化支援機構として指定することができること。
 - 4 都道府県等は、都市緑化支援機構に対し、特別緑地保全地区内の土地の買入れ等の特定緑地保全業務を行うことを要請することができること。また、都市緑化支援機構は、都道府県等からの要請があった場合、都道府県等との協定の内容に従って、特定緑地保全業務を行うこと。
 - 5 機能維持増進事業の実施に当たり、都市計画の決定等に係る手続を合理化する規定を設けること。
 - 6 民間事業者が実施する都市における緑地の確保のための取組に関する計画（以下「優良緑地確保計画」という。）に係る国土交通大臣の認定制度を創設するとともに、その認定のための技術的調査の全部又は一部について、国土交通大臣の登録を受けた者に行わせることができること。
- 二 都市緑化支援機構の業務に、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ等の特定土地保全業務の実施等を規定するため、古都における歴史的風土の保

存に関する特別措置法を改正すること。

三 都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業や優良緑地確保計画の認定を受けた事業者への貸付け等に要する費用について、国の貸付けを可能とするため、都市開発資金の貸付けに関する法律を改正すること。

四 都市計画を定める場合の、自然的環境の整備等の考慮規定を設けるため、都市計画法を改正すること。

五 民間都市再生整備事業計画に記載できる事項として、緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項を追加するとともに、民間都市開発推進機構によるこれらの事項に係る整備費用の支援等を可能とするため、都市再生特別措置法を改正すること。

六 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 国の基本方針を定めるに当たっては、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度の向上などの観点に基づく定量的な指標等を盛り込み、今後の目指すべき都市緑地の姿について具体的に示すこと。また、取組の進捗状況について定期的な把握とその評価を実施するとともに、必要に応じて目標達成のために追加的施策を講ずること。

二 特別緑地保全地区等内の緑地の買入に当たっては、都市緑化支援機構が国から都市開発資金の無利子貸付けを受けて実施する制度に加え、地方公共団体への支援の拡充とともに、国が直接買入れを実施する制度についても追加を検討すること。

三 機能維持増進事業の実施に当たっては、防災上危険な場所で優先的に実施すること、事業実施後も緑地の状況変化に応じた継続的な対応が求められる可能性があること、地域をよく知る地域住民や有識者などの声に丁寧に対応することなどにも留意しつつ、都市と地方それぞれの地域の実情を踏まえた取組を行うよう、また、都市緑化支援機構が実施する場合においては、これらを踏まえた業務実施協定が締結されるよう周知すること。

四 都市緑化支援機構による機能維持増進事業の対象に、新たに都道府県等が買い入れる土地以外の既に指定されている特別緑地保全地区等も加えるよう検討すること。

- 五 都市緑化支援機構の指定に当たっては、全国での緑地の買入れや機能維持増進事業の実施を行う法人として独占的地位が与えられることを踏まえ、その指定手続過程の透明性を図ること。また、指定を受けた法人が、いわゆる新たな天下り先となることを防止する観点からも、経営体制等の情報公開などを積極的に行うよう指導監督を徹底すること。
- 六 都市緑化支援機構に対する都市開発資金の無利子貸付けに当たっては、その要望額の根拠となる機能維持増進事業等に要する費用の透明性や妥当性について十分検証を行うとともに、全体の事業量を確認し必要十分な予算の確保に努めること。
- 七 都市緑化支援機構や地方公共団体に限らず、都市緑地の維持管理を行う者として重要な役割を担っている地域のボランティアやNPOなどに対しても、持続可能な活動を行うための財政的支援を講ずること。
- 八 優良緑地確保計画について、認定手続の透明性を確保するため、開発に見合った必要な緑地の割合を示すなど認定審査の基準を明確化すること。また、民間事業者等による緑地確保の取組も重要であることを踏まえ、認定制度の効果的な活用が図られるよう、認定を受ける具体的なメリットを十分に周知すること。
- 九 都市開発により損なわれる生態系の価値と同等の土地等を確保するミティゲーション制度等の取組について、調査研究や導入の検討を進めること。
- 十 都市緑地は、その立地状況から相続時に宅地開発事業者などに売却されることが多いことを踏まえ、都市緑地の維持や保全を図る観点から、相続時の納税猶予制度の創設や民有緑地の物納許可の拡充など税制面での負担軽減措置について検討を行うこと。
- 十一 民間都市開発推進機構による再生可能エネルギー発電設備等への金融支援は、他の再生可能エネルギー事業との公平な競争に配慮して、民間資金では実現しえないもの等に限定して行うよう努めること。

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、物資の流通の効率化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正

- 1 題名を「物資の流通の効率化に関する法律」に改めるとともに、法律の

目的に、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し講ずべき措置等を定めることにより、物資の流通の効率化を図ることを追加すること。

- 2 荷主企業、連鎖化事業者及び物流事業者（貨物自動車運送、一般港湾運送、航空運送、鉄道及び倉庫等の事業者）に対し、当該事業者が取り組むべき運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する措置についての努力義務を課すこととし、当該措置については、国が判断基準を策定した上で、事業者の実施状況を鑑みて、判断基準に基づき指導及び助言できること。
- 3 一定規模以上の荷主企業、連鎖化事業者、貨物自動車運送事業者等及び倉庫業者を特定事業者として指定し、当該事業者に対して2の措置の実施に関する中長期計画の作成及び定期報告を義務付けるとともに、当該中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合は国が勧告及び命令できること。
- 4 荷主企業及び連鎖化事業者のうち特定事業者は、物流統括管理者を選任しなければならないこと。

二 貨物自動車運送事業法の一部改正

- 1 真荷主、一般貨物自動車運送事業者等及び一定の貨物利用運送事業者に対し、運送契約の締結に際し、当該契約の相手方に、運送の役務の内容及びその対価等を記載した書面の交付を義務付けること。
- 2 一般貨物自動車運送事業者等は、他の一般貨物自動車運送事業者等の行う運送を利用するときは、当該他の事業者に係る事業の健全な運営の確保に資するための措置（健全化措置）を講ずるよう努めるとともに、一定規模以上の事業者は、当該措置に関する運送利用管理規程の作成及び運送利用管理者の選任をしなければならないこと。
- 3 元請事業者となる一般貨物自動車運送事業者等は、真荷主から引き受けた一定の重量以上の貨物の運送について、他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用したときは、実運送を行う貨物自動車運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿を作成しなければならないこと。
- 4 貨物軽自動車運送事業者は、営業所ごとに、貨物軽自動車安全管理者講習を受講した者等から貨物軽自動車安全管理者を選任し、当該管理者に対し定期講習を受けさせなければならないこと。また、重大事故発生時において、国土交通大臣に事故の種類等を届け出なければならないこと。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範

囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 トラック運送事業について、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、かつ、そのために深刻な人手不足に陥っている物流産業の現状に鑑み、できるだけ早期に時間外労働の上限を一般労働者と同様にできるよう、関係省庁、労働者団体を含む関係団体及び荷主等の連携及び協力を強化し、トラックドライバーの賃金引上げの原資となる適正な運賃收受の実現や物流効率化等の労働環境改善に向けた実効性のある取組を一層強力に推進すること。その上で、トラックドライバーの人材の確保及び育成のための支援策を講じること。
- 二 トラックドライバーの賃金水準の向上等の観点から実運送事業者における適正な運賃收受を図るため、貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃を毎年見直し、当該運賃の効果について検討し、その在り方も含め適時適切な見直しを行うとともに、トラック運送事業者が当該運賃を活用して行う荷主との適正な運賃交渉と適切な価格転嫁を実現すること。また、実運送事業者における標準的な運賃の收受及び荷待ち時間の短縮等の状況について調査し、公表すること。その結果を踏まえ、トラックドライバー賃金の全産業平均並みの引上げができるよう、必要な措置を講じること。
- 三 前項の実効性を担保するため、国土交通省のトラックＧメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体を含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、市場運賃を度外視した安価な運賃で事業者を募ることや、安価な運賃で事業を請け負うことに対する監視を強め、その状況を踏まえて適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、貨物自動車運送事業法に基づく勧告及び公表等を積極的に行うこと。
- 四 国土交通省におけるトラックＧメンの機能を強化し、荷主や元請事業者等への是正指導を徹底すること。これに向け、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集や、荷主や元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化を図ること。また、トラック運送事業

の近代化や、物流のサプライチェーン全体の取引の適正化に向け、トラックGメンを物流産業全体の健全化に向けた組織とすることや、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の業務の拡大や体制の抜本強化について、検討を進めること。

五 一定規模以上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者等に義務付けられる実運送体制管理簿の作成及び下請関係に入るトラック事業者等に対して義務付けられる当該管理簿作成に必要な情報の通知に当たり、ガイドラインの作成等により円滑に導入されるとともに、事業者にとって過度の負担とならないよう、また、トラックGメン等が効率的かつ確実に取組状況を把握できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。

六 トラック運送事業における多重下請構造の是正を図り、実運送事業者における適正な運賃収受を実現するため、実運送を行わない、いわゆる「専業水屋」についても実態を把握し、規制措置の導入も含め必要な対策を講じること。

七 運送契約の書面及び実運送体制管理簿については、可視化のためのDXの推進やデータ等の規格統一を目指すこと。また、当該管理簿により可視化された多重下請構造の実態を分析し、その是正に向けて諸外国の規制事例等を参考にしつつ、必要な措置の検討を継続し、その結果、更なる措置が必要と判断された場合は、下請次数を2次までとすることも含め必要な措置を講じること。

八 物流のサプライチェーン全体の最適化も念頭に、物流業界における商慣行の見直しを実現するため、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮やトラックの積載率の向上を図るための取組が適確に実施されるよう、関係所管大臣が判断基準として示す取り組むべき事項についてわかりやすく示し、適宜改訂を行うとともに、着荷主を含む荷主や事業者の全てに取組を周知し、必要な支援をすること。また、荷主等における取組状況についてフォローアップ調査を定期的実施し、取組が不十分な荷主等に対しては、関係省庁と連携しつつ、積極的に指導、助言等を行うこと。

九 物流効率化等の努力義務を課す対象に、運送契約に直接関わりを持たないが商取引に大きな影響力を持つ商社等についても対象に含めることを検討すること。

十 車両を保有せず利用運送を専門に行う第一種貨物利用運送事業者についても、運転者の運送及び荷役等の効率化に向けた責務を担わせるよう検討する

こと。

- 十一 荷主等において、物流統括管理者として物流改善の取組を推進できる人材の確保、育成を図ることができるよう、必要な支援を講じること。また、物流統括管理者が、実効的に物流改善に取り組める環境整備に努めること。
- 十二 一貫パレチゼーションの推進により荷役等の負担を軽減するため、フォークリフト免許取得や中小事業者に対するパレット導入促進等のための支援を行うこと。また、荷主においてパレットの標準化や回収が行われるよう、適正な指導を行うこと。
- 十三 トラックドライバーの拘束時間を短縮し、労働環境の改善等の働き方改革を進める観点から、安全面に万全の配慮をした上で高速道路における自動運転トラックの導入、中継輸送や自動運転に活用可能な物流拠点の整備を進めること。また、中小トラック事業者においても中継輸送の普及、実用化が進められるよう、必要な助言、財政的支援等を行うとともに、多くの企業間の連携が図られるよう支援すること。
- 十四 再配達率削減緊急対策事業の実施に当たっては、再配達率削減に資する先進的なD X、G Xの取組を支援するとともに、物流に係る広報に努め、広く消費者に意識改革、行動変容を促すこと。
- 十五 物流の効率化に伴い過積載とならないよう対策を講じること。一方で、積載率の向上により、顧客を失う事業者が発生することが想定されることから、当該事業者に対して配慮すること。
- 十六 貨物軽自動車運送事業における運行の安全を担保するため、貨物軽自動車安全管理者が受講する貨物軽自動車安全管理者講習において、整備の知識を含む運行管理者並みの要件を課すこと。また、貨物軽自動車運送事業者の多くを占める個人事業主においても、安全管理者の選任、講習の受講、国土交通大臣への事故報告が確実に行われるよう周知徹底を図るとともに、運転者への適性診断の受診、業務記録及び事故記録の作成、保存、貨物運送保険の加入等を図ること。
- 十七 鉄道貨物や内航海運等へのモーダルシフトを進めるため、国土政策の観点から必要なインフラの整備等を進めるとともに、国、荷主、運送事業者等関係者によって、新たな需要を生むための方策を検討すること。

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建設業法の一部改正

- 1 注文者に加え、建設業者にも、正当な理由がないのに通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約又は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止すること。
- 2 建設業者に、材料費、労務費及び建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（以下「材料費等」という。）の額を著しく低い額とする見積りを禁止すること。また、材料費等が記載された見積書の交付を受けた注文者は、その材料費等の額を著しく低い額とするような変更を建設業者に対し求めてはならないものとし、国土交通大臣等は、これに違反して変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約を締結した発注者に対して、必要な勧告等を行うことができること。
- 3 建設業者は、資材の価格の高騰等の工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨と当該事象の状況の把握のために必要な情報を通知しなければならないこと。また、当該通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期等の変更についての協議を申し出ることができるものとし、当該申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めること。
- 4 建設業者は、労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。
- 5 国土交通大臣は、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、これを公表すること。
- 6 工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置が講じられること等を要件として、監理技術者等の専任義務を合理化するとともに、営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例を設けること。
- 7 中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告できること。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

公共工事における施工体制台帳の提出に関し、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認することができる場合には、当該建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないこと。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 建設技能者の賃金水準の向上の観点から、その実態把握に努め、建設工事の労務費に関する基準を適切に設定するよう図るとともに、民間発注者からの理解を得た上で下請事業者まで適正な労務費が確保されるよう、積極的に働きかけ、周知徹底を図ること。また、そのために、建設業者による材料費等記載見積書及び労務費の基準の活用を促進すること。
- 二 デジタル技術の活用などによる建設技能者への支払賃金を確認する仕組みの検討を進め、建設技能者の賃金水準について、可及的速やかに全産業平均並みの引上げが達成されるよう、必要な措置を講じること。
- 三 労務費へのしわ寄せを防ぐ観点から、建設業者による労務費等の内訳明示や適切な価格転嫁のための請負代金額等に影響を及ぼすリスク情報の通知といった新たな取組が進むよう、発注者から下請事業者まで建設工事請負契約の当事者に理解しやすく制度の周知を図るとともに、雛形やガイドラインの策定等により円滑に導入できる環境を整備すること。
- 四 注文者の地位の優越により、立場の弱い建設業者が価格高騰等に伴う不利益やリスクを一方的に被ることがないように、独占禁止法上の適切な措置を講じる等、実効性のある対策を講じること。
- 五 著しく低い労務費見積りによるなどのダンピングや賃金上昇の妨げとなる不適切な契約を是正するため、建設Gメンの機能や体制を強化するとともに、関係する公正取引委員会や厚生労働省、中小企業庁と連携し、監視や指導を強化すること。
- 六 労働者の有する知識、技能等についての公正な評価に基づいた建設業者による適正な賃金の支払いを実現するよう、労働者の適切な処遇の確保のために講じられた措置の実態を広く把握した上で公表し、必要に応じて指導するとともに、建設キャリアアップシステムの就業履歴の蓄積や能力評価判定を推進するための必要な施策を講じること。

- 七 建設現場で働く技術者及び技能者が週休2日を確保できる工期の設定が民間工事においても実現されるよう、下請事業者の実態や契約変更を含む建設工事の請負契約の締結状況を十分に調査し、その結果を踏まえ、工期に関する基準の在り方の見直しなど必要な施策を講じること。特に、後工程を担う設備工事業等にしわ寄せが及びやすい実態に鑑み、前工程で工程遅延が発生し適正な工期が確保できなくなった場合には、当事者が対等な立場で遅延理由を明らかにし、工期や請負代金の額の変更を協議できるよう必要な対策を講じること。あわせて、週休2日の確保が賃金に与える影響を把握し、収入の減少につながらないよう必要な取組に努めること。
- 八 本法の施行に伴い適正な工期や請負代金額の設定が図られることにより、工期の長期化や金額の負担増が生じ得ることについて、国民全体の理解を得る取組を推進すること。また、取組に当たっては、産業界や労働界といった実務に携わる者の意見を広く聴取すること。
- 九 技術者の専任要件については、建設工事の適正な施工が確保されることを前提にしつつ、建設工事に関する技術の進展や関係団体の意見も踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）（参議院送付）要旨

本案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図るため、居住安定援助計画及び住宅確保要配慮者の家賃債務の保証に関する業務を行う家賃債務保証業者の認定制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正
- 1 国土交通大臣及び厚生労働大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならないこと。また、基本方針において定める事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助等の福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な事項を追加すること。
 - 2 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画において記載する事項に、賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対する日常生活を営むために必要な援助等の福祉サービスの提供体制の確保に関する事

項を追加すること。

- 3 賃貸住宅に日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問等により入居者の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報を提供する等、住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う事業に関する居住安定援助計画の認定制度を創設するとともに、当該認定を受けた居住安定援助計画に記載された住宅に係る特例の規定を設けること。
 - 4 住宅確保要配慮者居住支援法人が行う業務として、賃借人である住宅確保要配慮者が死亡した場合における当該住宅に存する動産の保管、処分等に関する業務を追加すること。
 - 5 家賃債務保証業者の大臣による認定制度を創設するとともに、住宅金融支援機構は、認定家賃債務保証業者が住宅確保要配慮者の家賃債務の保証を行った場合の家賃債務保証保険契約を可能とすること。
 - 6 地方公共団体は、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者、社会福祉協議会等により構成される住宅確保要配慮者居住支援協議会を置くように努めなければならないこと。
- 二 都道府県知事による登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅について、都道府県知事の承認による目的外使用の仕組みを設けるとともに、終身賃貸事業者が行う事業に係る認可手続の簡素化を図るため、高齢者の居住の安定確保に関する法律を改正すること。
- 三 住宅金融支援機構による債権の譲受けの対象に、高齢者等が居住性能の向上等を目的として行う住宅の改良に必要な資金の貸付けを追加するため、独立行政法人住宅金融支援機構法を改正すること。
- 四 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 国の責任において国民の住まいが保障されるよう、地方公共団体も含めた住宅部局や福祉部局、住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居の支援や福祉サービスの提供を行う者等の関係者間の連携を強化しつつ、主体的に住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組を進めるとともに、その充実が図られるよう、所要の措置を講ずること。

- 二 住宅確保要配慮者は住宅だけではなく複合的な課題を抱えている場合も多く、その居住支援に当たっては住宅と福祉の双方に関する知識が求められることから、居住支援に携わる者、特に、新たに居住支援に携わることとなる福祉関係の専門職種の者等に対する各種制度の周知を図ること。また、福祉関係の相談機関における研修の充実等が図られるようにすること。
- 三 住宅確保要配慮者のニーズに対応した賃貸住宅の供給や居住支援サービスの提供を図る観点から、ニーズや実態を十分かつ客観的に把握するとともに、その情報が賃貸住宅の賃貸人や住宅確保要配慮者の居住支援に携わる者等の間で適切に共有されるよう、所要の措置を講ずること。
- 四 低額所得者等にあっても本法に基づく制度が円滑に利用できるよう、利用者の経済的負担の軽減に資する家賃や家賃債務保証料の低廉化補助等について、支援措置の更なる拡充や運用の一層の柔軟化等、賃貸住宅の活用を推進するための措置を講ずるとともに、新たに関連することとなる福祉制度や地方公共団体の取組等が居住支援の現場において十分に活用されるようにするための所要の措置を講ずること。
- 五 居住安定援助計画の認定制度がいわゆる貧困ビジネスなどに悪用されることがないように、省令で定めることとなる認定の基準等については、有識者や現場関係者等の意見を十分に踏まえ、適切なものとするとともに、地方公共団体における計画の認定やその取消しを含む認定事業者等に対する監督が厳正かつ適切に実施されるよう働きかけること。
- 六 居住安定援助賃貸住宅又はサービス付き高齢者向け住宅について目的外使用を行う場合の省令で定めることとなる入居者を確保することができない期間については、本来入居対象となっている住宅確保要配慮者等の円滑な入居を妨げることがない適切な期間とすること。
- 七 住宅確保要配慮者居住支援法人の業務の拡大に伴い省令で定めることとなる指定の基準等については、既存の居住支援法人の業務運営に支障を来すことがないように、その業務実績等を十分に踏まえ、適切なものとするとともに、住宅確保要配慮者のニーズに応じた居住支援サービスの充実化に向け、居住支援法人に対する国による支援措置の強化について検討すること。
- 八 残置物処理を居住支援法人の業務として法的に位置付けるに当たり、これまで残置物処理を行ってきた専門業者等との間で業務実施のための過当競争により、残置物処理の質が損なわれることのないよう、所要の措置を講ずること。

- 九 認定家賃債務保証業者の省令で定めることとなる認定の基準等については、入居後の過度な取立て等が行われることのないよう、適切なものとするとともに、国土交通大臣による認定家賃債務保証業者に対する認定やその取消しを含む監督が厳正かつ適正に実施されるよう努めること。
- 十 市区町村による住宅確保要配慮者居住支援協議会の設置やその運営体制の確立が円滑に進むよう、必要な支援を行うこと。あわせて、居住支援協議会には、高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の意見や要望が反映されるよう、多様な者が構成員として参画が図られるようにすること。
- 十一 我が国の住宅セーフティネットの根幹である公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策について、本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、引き続き着実に推進するとともに、その充実に努めること。また、十分に活用されていない公的賃貸住宅等のストックの積極的な活用を図るとともに、そのために必要な改修費等の財源の確保を図ること。
- 十二 UR賃貸住宅について、セーフティネット登録住宅として活用が可能とされていることから、その役割を果たすために住宅確保要配慮者向けにも空き住戸の積極的な提供が図られるようにすること。あわせて、独立行政法人都市再生機構法に規定されている家賃の減免措置について、経済的負担軽減のために実施されるよう、強く働きかけを行うこと。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事等に従事する者の休日等の労働環境の改善、地域の実情を踏まえた適切な公共工事の発注等を定めるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置の適切な実施のための支援等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 担い手の確保のための働き方改革及び処遇改善

- 1 公共工事の品質は、公共工事等に従事する者の休日等の労働条件等の適正な整備について配慮がなされることにより確保されなければならないことを基本理念において定めるとともに、公共工事に従事する者に対する賃金の支払いや休日の付与の実態に関して国が調査を行うよう努めること。
- 2 適切な価格転嫁対策として、発注者の責務に、価格変動時のスライド条項の設定、その運用基準の策定及び適切な請負代金額の変更に係る規定を

設けること。

- 3 担い手の中長期的な育成及び確保のため、国及び地方公共団体が、職業訓練を実施する者に対する支援や、高等学校等と民間事業者等との間の連携促進、外国人を含む多様な人材の確保に必要な環境整備の促進について必要な措置を講ずるよう努めること。

二 地域建設業等の維持に向けた環境整備を図るため、発注者の責務として、地域の実情を踏まえた競争参加資格等を設定するとともに、災害からの迅速な復旧復興に資する事業のために必要な能力を有する民間事業者と地域の民間事業者との連携及び協力のために必要な措置を講ずることや、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備等について必要な知識及び経験を有する者の活用を努めること。

三 新技術の活用等による生産性向上を図るため、新技術の活用推進を基本理念や受発注者の責務として位置付けるとともに、脱炭素化の促進や技術開発への国の支援等について規定を設けること。

四 公共工事の発注体制の強化

- 1 発注職員の育成支援のための措置や発注関係事務の実態の調査に基づく必要な助言に係る規定を設けること。
- 2 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針において、発注の体制整備に関する事項を定めるとともに、国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣への同指針に従って講じた措置の状況の報告を踏まえ、同指針に照らして必要な勧告又は助言等を公共工事の発注者にすることができ規定を設けるため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を改正すること。

五 測量業の担い手確保のため、測量士及び測量士補となる資格の要件や、測量に関する専門の養成施設の登録要件を柔軟化するとともに、資格の在り方の検討規定を設けるため、測量法を改正すること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

＜委員会決議＞

○公共工事の品質確保の促進に関する件

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事の契約変更手続きの透明性を確保するため、まずは国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する新たな仕組みを導入すること。あわせて、それ以外の公共工事における個々の契約変更についても導入を検討すること。
- 二 令和6年能登半島地震を踏まえ、災害対応に不可欠な地域建設業を維持するため、地方公共団体において適切な競争参加資格や発注単位の設定が行われるよう必要な措置を講じるとともに、その担い手を確保するため、予定価格や工期の適正な設定等の諸施策が効果的に実施されるよう、発注関係事務の実施実態及び公共工事に従事する者への賃金の支払いや休日の付与の状況の把握を進め、必要な措置を講じること。
- 三 地域建設業者が災害時の地域の守り手としての役割を果たしていくためには、担い手を確保し建設機材を維持することが必要であることに鑑み、過疎地域等を含めた地方公共団体に対する公共事業の施行についての支援等を検討すること。
- 四 民間事業者等による新技術の研究開発を促進するとともに、公共工事等においてその活用を推進すること。特に、脱炭素化に対する寄与の程度等の総合的に価値の最も高い資材や工法等を適切に採用するため、ガイドラインの作成や取組事例に係る情報収集等を行うこと。
- 五 国の総合評価落札方式における賃上げ加点措置について、公平性や地域建設業等の維持の観点からその影響を調査し、他制度との兼ね合いを考慮しつつ運用を検討すること。
- 六 測量士等を中長期的に確保するため、就業状況の実態把握を行うとともに、更なる資格制度の改善について早期に検討を進めること。
右決議する。